

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第2号

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用時間等)</p> <p>第2条 条例第2条第5号に規定する開放施設等（以下「開放施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、センター長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた条例第1条の規定により設置された鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）の長をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用時間を変更することができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 開放施設等の利用内容等から利用時間の変更をすることがやむを得ないとき。</u></p> <p><u>(2) 開放施設等を含むセンターの施設及び設備の保守点検を行うとき。</u></p> <p><u>(3) その他センターの管理上やむを得ないと認めるとき。</u></p> <p><u>3 鳥取県の休日</u>を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）には、<u>第1項第2号</u>に掲げる施設及び設備は利用さ</p>	<p>(利用時間等)</p> <p>第2条 条例第2条第5号に規定する開放施設等（以下「開放施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。<u>ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>2 鳥取県の休日</u>を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する県の休日には、<u>前項第2号</u>に掲げる施設及び設備は利用させないものとする。ただ</p>

せないものとする。ただし、センター長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

第3条 条例第3条第1項の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第1号による利用申込書をセンター長に提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

3 前項の規定にかかわらず、センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に定める期間前においても、第1項の申込書を提出することができるものとする。

(1) 国、地方公共団体その他の公共的団体が利用しようとするとき。

(2) その他公益性を有すると認められる事業のための利用で、センター長が特に必要と認めるとき。

(利用の通知等)

第4条 センター長は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第2号により通知するものとする。

2 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、センター長の請求があったときは、前項の通知書を提示しなければならない。

(利用許可の変更)

第5条 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による利用変更申込書をセンター長に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第6条 利用者は、開放施設等の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による利用辞退届出書をセンター長に提出しなければならない。

(行為の制限等)

第7条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

し、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

第3条 条例第3条第1項の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第1号による利用申込書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

(利用の通知等)

第4条 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第2号により通知するものとする。

2 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、知事の請求があったときは、前項の通知書を提示しなければならない。

(利用許可の変更)

第5条 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による利用変更申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第6条 利用者は、開放施設等の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による利用辞退届出書を知事に提出しなければならない。

(行為の制限等)

第7条 鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。)においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

<p>(4) <u>動物及び危険物を持ち込むこと。</u></p> <p>(5) <u>鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に規定する音量以上の騒音を発生させること。</u></p> <p>(6) <u>立入禁止の表示区域内に立ち入ること。</u></p> <p>(7) <u>開放施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸すること。</u></p> <p>(8) <u>センター内の備品又は展示物を外部に持ち出すこと。</u></p> <p>(9) <u>休日又は利用時間以外の時間に許可なく敷地内に侵入すること。</u></p> <p>2 <u>センター長</u>は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、開放施設等の利用を拒むことができる。</p> <p>(指示)</p> <p>第8条 <u>センター長</u>は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(施設設備等の滅失の届出)</p> <p>第9条 利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を<u>センター長</u>に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(利用の終了の届出)</p> <p>第10条 利用者は、開放施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を<u>センター長</u>に届け出て、その点検を受けなければならない。</p> <p>(分析等の依頼)</p> <p>第11条 センターに分析、試験又は測定（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者は、様式第5号による分析等依頼書に必要な供試物件を添え、<u>センター長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(職員の派遣の依頼)</p> <p>第12条 分析等のため、特に職員の派遣を受けようとする者は、様式第6号による職員派遣依頼書を前条の分析等依頼書に添え、<u>センター長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(供試物件)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(4) <u>その他知事が別に定める行為</u></p> <p>2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、開放施設等の利用を拒むことができる。</p> <p>(指示)</p> <p>第8条 知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(施設設備等の滅失の届出)</p> <p>第9条 利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を<u>知事</u>に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(利用の終了の届出)</p> <p>第10条 利用者は、開放施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を<u>知事</u>に届け出て、その点検を受けなければならない。</p> <p>(分析等の依頼)</p> <p>第11条 センターに分析、試験又は測定（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者は、様式第5号による分析等依頼書に必要な供試物件を添え、<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(職員の派遣の依頼)</p> <p>第12条 分析等のため、特に職員の派遣を受けようとする者は、様式第6号による職員派遣依頼書を前条の分析等依頼書に添え、<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(供試物件)</p> <p>第13条 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 略

3 センター長は、分析等のために必要があるときは、依頼者に供試物件の追加を求めることができる。

(分析等の結果)

第14条 センター長は、分析等を終えたときは、その結果を様式第7号による分析等成績書により依頼者に通知するものとする。

(加工等の依頼)

第15条 センターに加工、写真、デザイン又は研究(以下「加工等」という。)を依頼しようとする者は、様式第8号による加工等依頼書に必要な応じてその原料を添え、センター長に提出しなければならない。

(分析等の拒否)

第16条 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、分析等又は加工等を拒否することができる。

- (1) 略
- (2) その他センター長が必要があると認めるとき。

(使用料又は手数料の減免)

第18条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免ができる場合は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他センター長が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で開放施設等を利用するとき。
- (5)及び(6) 略
- (7) その他センター長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、減免の対象となる開放施設等、免除又は減額の別及び減額後の額は、センター長が鳥取県産業技術センターの利用及び管理に関する事務取扱要領又は鳥取県産業技術センター起業化支援室等の利用及び管理に関する事務取扱要領で定めるところによる。

3 条例第6条の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、様式第9号による減免申請書をセンター長に提出しなければならない。

2 略

3 知事は、分析等のために必要があるときは、依頼者に供試物件の追加を求めることができる。

(分析等の結果)

第14条 知事は、分析等を終えたときは、その結果を様式第7号による分析等成績書により依頼者に通知する。

(加工等の依頼)

第15条 センターに加工、写真、デザイン又は研究(以下「加工等」という。)を依頼しようとする者は、様式第8号による加工等依頼書に必要な応じてその原料を添え、知事に提出しなければならない。

(分析等の拒否)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、分析等又は加工等を拒否することができる。

- (1) 略
- (2) その他知事が必要があると認めるとき。

(使用料又は手数料の減免)

第18条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免ができる場合は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で開放施設等を利用するとき。
- (5)及び(6) 略
- (7) その他知事が特に必要があると認めるとき。

2 条例第6条の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、様式第9号による減免申請書を知事に提出しなければならない。

(既納の使用料又は手数料)

第19条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により開放施設等を利用できなくなったときその他センター長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

別表 (第17条関係)

区 分		単 位	金 額
略			
3 測定機械	略		
	工具破損記録計	1時間 につき	40円
	形状測定顕微鏡	1時間 につき	600円
4 加工機械	略		
	真空凍結乾燥機	1時間 につき	170円
	過熱水蒸気加工 試験機	1時間 につき	100円

備考 略

様式第1号 (第3条関係)

鳥取県産業技術センター利用申込書
年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の
氏名)
電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターを利用したいので、申し込みます。

略

(既納の使用料又は手数料)

第19条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。ただし、利用者の責に帰することができない理由により開放施設等を利用できなくなったときその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表 (第17条関係)

区 分		単 位	金 額
略			
3 測定機械	略		
	工具破損記録計	1時間 につき	40円
4 加工機械	略		
	真空凍結乾燥機	1時間 につき	170円

備考 略

様式第1号 (第3条関係)

鳥取県産業技術センター利用申込書
年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の
氏名)
電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターを利用したいので、申し込みます。

略

添付書類 センター長が別に定める書類

添付資料 知事が別に定める書類

様式第1号の1 (第4条関係)

搬入機器等説明書			
氏名 (団体等にあつては、名称及び代表者の氏名)			
区分	品名	個数	電気・ガス等の仕様
機 械			
器 具 類			
そ の 他 (薬品等)			
使用期間	年 月 日から 年 月 日 まで		

様式第9号 (第18条関係)

鳥取県産業技術センター使用料 (手数料) 減免申請書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

申請書 氏 名 (印)

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターの使用料 (手数料) を減免してくださるよう申請します。

略

注 略

様式第9号 (第19条関係)

鳥取県産業技術センター使用料 (手数料) 減免申請書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

申請書 氏 名 (印)

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターの使用料 (手数料) を減免して下さるよう申請します。

略

注 略

この規則は、公布の日から施行する。